

議決権行使書面

2025 年 月 日

招集者兼社債発行会社
テクノプロ・ホールディングス株式会社 御中

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名

預り証番号：



[代理人により当日ご出席の場合]

代理人住所

代理人氏名

※代理人により当日ご出席の場合は、委任状を必ずご持参ください。

2025 年 11 月 20 日に開催されるテクノプロ・ホールディングス株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP354524BMA8）（以下「本社債」といいます。）に係る社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、延期により延会又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案：社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額： _____ 億円（保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載してください）

議案に対する賛否	賛 ・ 否
----------	-------

不統一行使を行う場合は、上記「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をし、裏面に行使の内容を記入してください。

裏面のとおり不統一行使を行う	
----------------	--

＜議決権の不統一行使の内容＞

議案	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・ 「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入ください。○がない場合は、裏面の記載内容は全て無効とさせていただきます。
- ・ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

以上

(留意事項)

- (1) 本書は、本集会にて議決権を行使いただく際に必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号及び行使する議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前に記載いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、本集会の開催日に必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 本集会の当日ご出席いただけない場合は、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、本書に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号、行使する議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記入いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、履歴事項全部証明書（法人の場合）、印鑑証明書及び預り証の原本と併せて、2025 年 11 月 19 日（水）午後 3 時（必着）までに、同招集通知記載の提出先まで郵送にてご提出ください（もっとも、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載のとおり、議決権行使に先立つ 86 条証明書（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に規定する証明書）のご提示を本書による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証に代えて、86 条証明書（正本）及び「預り証発行依頼書」をご提出いただくことも可能です。ただし、その場合には、86 条証明書のご提示期限である 11 月 12 日（水）（必着）までにお送りください。）。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
- (3) 同一の社債権者様が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。ただし、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取扱います。
- (4) 議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (5) 本書「2. 行使する議決権の額」に記載いただいた議決権の額と、本社債権者集会時の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に規定する証明書（86 条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。
- (6) 議決権の不統一行使を行う場合には、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、2025 年 11 月 16 日（日）（必着）までに、「議決権の不統一行使通知」を同招集通知記載の提出先まで、同招集通知記載の必要書類とともに、郵送にてご提出ください。